

令和 年 月分

柔道整復施術療養費支給申請総括票（Ⅱ）

柔道整復施術療養費について、別添の支給申請書のとおり請求します。

令和 年 月 日

保 険 者 番 号	県番号	施 術 機 関 番 号
	24	

(請求者) 登録記号番号

柔道整復師

施 術 所 名

印

国民健康保険・退職者医療・後期高齢者医療

以下の該当の請求欄にご記入ください。

	01 国 保	67 退 職	39 後 期	※ 959	件 数	費 用 額	一 部 負 担 金	請 求 金 額
				※ 952				
1	前期 高齢者 八割	退職 (本人)	後期 九割	請求	件	円	円	円
				※決定				
2	前期 高齢者 七割	退職 (被扶養者)	後期 七割	請求				
				※決定				
3	一般 被保険者	退職 (就学前)		請求				
				※決定				
4	国保 (就学前)			請求				
				※決定				
5				請求				
				※決定				
合計	国保 退職 後期	959 952 953		請求				
				※決定				

以下は記入を要しません

返戻	件数	日数	金 額	増減	
				増額	減額
1					
2					
3					
4					
5					
合計					

公費 (1) 件数	(2) 件数			
公費対象点数(1)				
公費対象点数(2)				
患者負担額				
異給付割合件数				
特記項目件数				
全国国保組合件数				
備 考 1				
備 考 2				

※70歳～74歳の2割負担については、令和20年4月から令和25年3月施術分まで1割に据え置くこととする。

### ☆国保分の記入方法

請求区分を○で囲み、各区分ごとに集計してください。  
 例：国保分の集計の場合は「01国保」を○で囲んでください。

			※ 959	件数	費用額	一部負担金	請求金額
			※ 952				
			※ 953				
1	前期高齢者 八割	退職 (本人)	後期九割	請求	円	円	円
				※決定			
2	前期高齢者 七割	退職 (被扶養者)	後期七割	請求	※70歳から74歳の2割負担分については、平成20年4月から平成25年3月施術分まで窓口負担を1割に据え置くこととなります。		
				※決定			
3	一般 被保険者	退職 (就学前)		請求	それぞれの区分毎に集計して下さい。		
				※決定			
4	国保 (就学前)			請求			
				※決定			
5				請求			
				※決定			
合計	国保 退職 後期	959 952 953		請求			
				※決定			

### ☆退職者分の記入方法

請求区分を○で囲み各区分ごとに集計してください。  
 例：退職者分の集計の場合は「67退職」を○で囲んでください。

			※ 959	件数	費用額	一部負担金	請求金額
			※ 952				
			※ 953				
1	前期高齢者 八割	退職 (本人)	後期九割	請求	円	円	円
				※決定	それぞれ本家区分毎に集計して下さい。		
2	前期高齢者 七割	退職 (被扶養者)	後期七割	請求			
				※決定			
3	一般 被保険者	退職 (就学前)		請求			
				※決定			
4	国保 (就学前)			請求			
				※決定			
5				請求			
				※決定			
合計	国保 退職 後期	959 952 953		請求			
				※決定			

# ☆後期高齢者分の記入方法

別添-2

令和 年 月分

## 柔道整復施術療養費支給申請総括票（Ⅱ）

柔道整復施術療養費について、別添の支給申請書のとおり請求します。

令和 年 月 日

保 険 者 番 号	県番号	施 術 機 関 番 号
	24	

(請求者) 登録記号番号  
柔道整復師  
施 術 所 名

集計した請求区分を○で囲んでください。  
例:後期高齢者分の集計の場合は「後期」を○で囲んでください。記入ください。

国民健康保険・退職者医療・後期高齢者			件数	費用額	一部負担金	請求金額
01 国 保	67 退 職	39 後 期	※ 959 ※ 952 ※ 953			
1	前期 高齢者 八割	退職 (本人)	後期 九割	請求 ※決定	円	円
2	前期 高齢者 七割	退職 (被扶養者)	後期 七割	請求 ※決定		
3	一般 被保険者	退職 (就学前)		請求 ※決定		
4	国保 (就学前)			請求 ※決定		
5				請求 ※決定		
合計	国保 退職 後期	959 952 953	請求 ※決定			

以下は記入を要しません

返戻	件数	日数	金 額	増減	
				増額	
1					
2					
3					
4					
5					
合計					

### 【県内請求分】

- ・県内請求分は、国保分・退職者分・後期高齢者分の3枚の請求書を作成してください。
- ・該当する区分の請求欄に集計してください。

全国国保組件数				
備考 1				
備考 2				

※70歳～74歳の2割負担については、令和20年4月から令和25年3月施術分まで1割に据え置くこととする。